

里親になりませんか



〔里親制度とは？〕

里親制度は、児童福祉法に基づく子どもの福祉のための制度です。

保護者のいない児童、または親の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により家庭で生活できない児童の養育を、北海道知事が適当と認める者（里親）に委託し、家庭的な環境の中で養育していただくものです。

〔対象児童と委託について〕

- ・年齢・・・児童福祉法でいう児童（0歳～18歳未満）です。
 - ・期間・・・数ヶ月や数年という場合もあれば、自立までという場合もあり、児童の家庭環境により様々です。養子縁組を前提としている場合もあります。
 - ・人数・・・同時に養育できるのは6人まで（実子や孫等を含む）です。
専門里親に限っては委託児童の人数が2人を超えることはできません。
- * 里親さんの希望等を把握した上でなるべく希望に合う児童を委託しています。
* 緊急性のある児童等については、急な委託となる場合があります。

〔里親の養育は？〕

社会的立場としての養育となります。

養育は、児童ごとに児童相談所が作成する養育計画に従って行うこととなり、児童相談所やその他の関係機関が子育てや発達の相談等にのります。委託解除までは児童ごとに養育記録をつけていただきます。

里親は正当な理由なく委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

児童委託中は、里親手当、委託児童に関する生活費、教育費、医療費などが公費で受けられます。

〔里親の種類〕

里親の種類は養育里親、短期里親、親族里親、専門里親の4種類です。

養育里親～保護者のいない児童、または親の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により家庭で生活できない児童を養育する里親。

親族里親～次の要件を満たす要保護児童を養育する里親。

a 当該親族里親の三親等内の親族であること。

b 両親、その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。

専門里親～2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等を受け、専門的な援助を必要とする児童を養育する里親。（申請には一定の要件が必要）

〔里親になるには〕

里親登録を希望される場合、特別な資格は必要ありませんが、心身ともに健全であること、経済的に困窮していないこと、子どもの養育に関し虐待的な問題がないこと、が必要であり、児童相談所で次のような点について調査を行います。

- ・生活環境（家族、経歴、職業等）
- ・申し込みに至った動機、児童養育に対する熱意と養育方針
- ・健康状態（家族を含めて）
- ・経済状態
- ・家族や親族の里親制度に対する理解
- ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノ等、児童に関する法律等に関する刑罰の有無

〔その他〕

児童相談所では、養育技術の向上を図るための研修や里親懇談会を行っているほか、「里親のレスパイトケア」（年7日以内）、「里親養育援助事業」等を実施し、里親の養育を支援しています。

また、里親同士で組織する「里親会」があり、様々な行事等を通して親睦を深めたり、養育に関する話し合い等を行ったりしています。里親会では、「里親賠償責任保険」に加入し、万が一委託児童に事故等があった場合に備えています。

〔現役里親のこえ ～ 里親になって良かったこと〕

- ・食事をつくっておいしいと喜んで食べてくれる、大きく育ててくれる喜びがある。
- ・家の中が元気になりうるおう。会話、笑顔が増えた。
- ・時間の流れが速く、一日があっという間に過ぎる。
- ・里子と共に移住して、地域の方々との交流が深まった。
- ・学校から元気に帰ってくる姿をみるのが楽しみ。
- ・子どもを育てたことで自分自身が育てられたと思っている。

【里親登録申請に必要な書類等】

- ・里親認定（登録）申請書
- ・同居家族全員の履歴書
- ・家屋平面図

ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

〒085-0805

北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号

北海道釧路児童相談所 地域支援課 主査（里親推進）

TEL 0154-92-3717

FAX 0154-91-2344